

令和8年第7回農業委員会総会議事録

令和8年7月15日（水）第7回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員 18人

会長	18番	仲田 清志	会長職務代理者	1番	神山 順一
2番	赤井 勝利	3番	小田 正廣	4番	西村 勉
5番	奥津 賢司	6番	平 利一	7番	奥津 忠和
8番	倉脇 敏弥	9番	井藤 孝久	10番	宮本 武博
11番	藤川 雅	12番	小川 広文	13番	山田 條一
14番	森 立夫	15番	安達 利延	16番	信谷 昌吾
17番	藤本 彰				

推進委員 9人

1番	谷岡 貴寿	2番	兒玉 公治	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	大原 砂利	9番	逸見 則夫

欠席委員 1人

10番 妹尾 元弘

議事	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第27号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第29号	農地法第5条の規定による許可取消について
	議案第30号	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について

報告事項	法務局照会について
	完了届について
	転用工事進捗状況報告について
	利用権設定中途解約について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	小寺 俊一
	主幹	深田 耕介
	主幹	福田 洋介
	主査	久川 一生

(開会時刻 午後 3 時 30 分)

福田主幹	只今から新見市農業委員会第7回総会を開催いたします。本日の出席は、27名です。欠席は推進10番妹尾元弘委員です。それでは、仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆様、暑い中ご苦労様です。本日、今期で終了となりなす。21日には、新しい農業委員さん、推進委員さんの臨時総会が開催されます。総会后、6時から送別会を開きますので、スムーズな議事進行にご協力を、よろしくお願い致します。
福田主幹	ありがとうございます。それではここからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、8番倉脇委員、9番井藤委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が1件ございました。 それでは、1番でございます。現地確認を7月2日に行っております。場所は石蟹、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。 次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲受人は申請地を約40年間、畑として利用しており、申請地を譲り受けた後も引き続き耕作することで双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番森委員。
森委員	14番森です。場所は、市街地から●●●へ向けて500m先の道沿いにありました。問題ないと思います。確認は、7月13日に行いました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第26号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第27号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	農地法第4条の申請につきまして、申請が2件ございました。それでは、1番でございます。現地確認を7月2日に行っております。場所は、大佐布瀬、現況地目は畑1筆、転用目的は墓地で、転用理由は、申請人の父親の墓地を自宅前の畑地に整備したいためです。工事期間は許可日から令和8年9月30日です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えます。資金計画ですが、土地造成費・墓石工事費は記載のとおりで、当初借入を予定しておりましたが、すべて自己資金により実施することにしたということです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番山田委員。
山田委員	13番山田です。7月2日に宮本委員、後藤推進委員と現地確認しました。場所は、●●●●●●の裏にありました。各書類も揃っており問題ないと思います。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質

	問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、2番について事務局の説明をお願いします。
久川主査	次に2番でございます。場所は豊永宇山、現況地目は畑1筆で、転用目的は宅地です。転用理由ですが、近隣の農地を管理するため、利便性も考慮して新たに家を建てたいため。です。工事期間は許可日から令和9年3月31日です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えます。資金計画ですが、土地造成費・建築費は記載のとおりで、すべて自己資金によるものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。17番藤本委員。
藤本委員	17番藤本です。現地確認を7月7日、神山委員、藤川委員、妹尾推進委員、私と申請者の立会で確認しました。場所は、●●●●●から南方へ3キロ先に●●集落があります。そこに●●●がありその裏にあります。その本宅の左手です。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第2

	8号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	次に第5条の申請につきまして、申請が3件ございました。それでは、1番でございます。現地確認を7月2日に行っております。場所は正田、現況地目は田1筆で、転用目的は露天駐車場です。転用理由ですが、自宅駐車場が狭いため、申請地を整備し露天駐車場として利用するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和9年3月31日です。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（準工業地域）と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。
西村委員	4番西村です。確認日ですが、7月13日森委員、三輪推進委員、私の3名で確認しました。申請地は、正田●●地区国道180号線より●●●を渡ります。市道を300m進み●●●●があり、そこから更に北方へ200m先に申請地がありました。長い間、耕作はされていないようでした。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第28号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	次に2番でございます。現地確認を7月2日に行っております。場所は太佐小阪部、現況地目は畑1筆で、転用目的は宅地です。転用理由ですが、譲受人の娘夫婦は借家に居住しているが、将来を考え住宅を建設

	したいと考えており、経済的な事情もあり、譲受人が自宅付近の申請地を購入して所有し、譲受人の娘夫婦が住宅（木造２階建て）を建設したいものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和８年１２月３１日です。この申請地は、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない第２種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、造成費、建設費は記載のとおりで、自己資金および借入金によるものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。１０番宮本委員。
宮本委員	１０番宮本です。現地確認を７月４日に山田委員、後藤推進委員と３名で行いました。場所は、●●●●●●●を隔ててすぐのところですが。長年の懸案であった境が解決し、この度、申請ができました。よろしくお願いいたします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第２８号２番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、３番について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	次に３番でございます。現地確認を７月２日に行っております。場所は石蟹、現況地目は畑１筆で、転用目的は宅地です。転用理由ですが、譲受人の娘夫婦に家族が増え、合わせて新見市に戻ることもあったため、自宅付近の申請地に譲受人の娘夫婦が住宅（木造１階建て）を建設したいものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は許可日から令和９年２月２８日です。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第３種農地（第一種住居地域）と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であ

	り、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、すべて借入金によるものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番森委員。
森委員	14番森です。確認日は7月13日、三輪推進委員、西村委員、私の3人で現地確認しました。現地で譲渡人の方から説明を受けました。問題ないと思います。場所は、●●●●の裏門から100m先にありました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第28号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、5条の議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」 それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第29号農地法第5条の規定による許可取消について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	次に第5条の許可取消の申請につきまして、1件申請がございました。許可取消申請の場所は神郷油野、現地の確認を7月2日に行いました。この案件について、令和8年6月18日付けで、資材置場として、賃借権の設定による農地法第5条の農地一時転用許可となりましたが、このたび、木材搬出作業に伴う作業道及び原木置場の計画変更のため許可取消の申請がありました。土地の造成等を行われておりません。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員

信谷委員	16番信谷です。事務局の説明のとおりです。先月申請がありました が取消となりました。よろしくお願いいたします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質 問はございませんか。
後藤委員	先月、この件に付随した質問についての回答を求めます。
小寺局長	期限が切れたものについての控えはあります。例年農地パトロールの 現況確認時に、各地区へ期限切れの完了届が出てないものについてはリ ストをお渡し確認をお願いしております。
会 長	それでは、議案第29号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は取消妥当とします。続きまして、議案第3 0号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、事務 局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、今回、 新規の貸付けが1件出ています。借受人は農業従事者、農機具などもそ ろっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各 要件を充たすと考えます。場所は神郷油野、田4筆3年4か月間の使用 貸借。新規については、以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説 明を求めます。
大原委員	推進8番大原です。7月11日、仲田会長、信谷委員、と確現地確認し た。場所は、●●●から北西に1キロ先、申請人の住居前、田4筆です。 問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質 問はございませんか。 (意見、質問なし)

	ご意見、ご質問ございませんので、続いて再設定について事務局の説明をお願いします。
小寺局長	再設定が2件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。以上です
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	「ありません。」
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第30号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、再設定は決定いたします。続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	法務局照会につきまして、今回1件ございました。それでは、1番でございます。現地確認を6月16日に行っております。場所は新見、登記地目は畑1筆で、現況地目は宅地という申請で、該当地の、●●●●●番●●●●●時期不詳で宅地となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。8番。
倉脇委員	8番倉脇です。6月17日、平委員、溝尾推進委員と3名で現地確認しております。場所は、●●●●●の信号から80m、南へ進んだところから山へ40m入ったところです。住宅基礎と蔵がありました。
会 長	続きまして、完了届について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	完了届が2件出ています。

	1 番正田地内、農地法第 5 条、太陽光発電設備 総会日令和 7 年 9 月 1 8 日、完了日令和 7 年 1 1 月 2 0 日 2 番哲多町宮河内地内、農地法第 5 条、住宅用地 総会日令和 7 年 1 2 月 1 8 日、完了日令和 8 年 5 月 3 0 日
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。1 番より順次。
西村委員	4 番西村です。確認日は 7 月 1 3 日です。森委員、三輪推進委員、私の 3 名で確認しました。完成しておりました。
安達委員	1 5 番安達です。確認日は 7 月 1 1 日に、小川委員、井藤委員、逸見推進委員と 4 名で行いました。問題ありませんでした。 続きまして、農地転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	転用工事進捗状況報告について、2 件でしております。 1 番哲西町矢田地内、田 1 筆農地法第 4 条、圃場整備 2 番哲西町矢田地内、田 1 筆農地法第 4 条、圃場整備 どちらも令和 7 年 1 月 1 6 日総会日となっております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
奥津(忠)員	7 番奥津です。1 番 2 番、場所は隣合せです。確認日は、7 月 6 日。進捗状況は記載のとおりです。
会 長	続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	利用権設定中途解約につきまして、1 件でしております。 哲西町矢田地内、田 5 筆、利用権設定期間が令和 3 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日です。目的が売買のためです。先月、3 条が出ており許可になっております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
奥津(忠)員	7 番奥津です。事務局が説明したとおりです。

	協議事項に入る前に、ここで休憩とします。 ～ 休憩 ～
会 長	再開いたします。続きまして、日程 3 協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
事務局	「ありません。」
会 長	続きまして、その他ですが事務局からなにかありましたらお願いします。
小寺局長	農業委員、最適化推進委員につきましては、公務員で秘密保持義務がございます。これは、職を離れた後も秘密保持義務は続きますので、職務上、知り得た情報等は第 3 者に漏らすことは無いように改めてお願いいたします。 続きまして、次回の総会ですが、継続の方へご案内をしておりますが 7 月 21 日火曜日、10 時から南庁舎 1 階 1 C 会議室で開催します。任命書交付式後、会長以下、協議事項を決めてまいります。 それではここで、3 期以上で退職される方に対しまして、県の農業会議から感謝状をお預かりしておりますので、会長からお渡ししたいと思います。名前をお呼びしますので、出ていただきお待ちいただければと思います。それでは、倉脇委員、藤本委員、泉推進委員、溝尾推進委員、前にお進みください。
会 長	(感謝状読み上げ)
小寺局長	後ほど、退職される皆様には、申し合わせのとおり餞別をお渡しいたします。 次回、7 月 21 日総会で 8 月総会が決定いたしますが、8 月総会后、農地パトロールがありますのでよろしくお願いいたします。以上です。
会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。それでは、閉会を神山代理お願いいたします。
神山代理	本日は、お疲れ様でした。(閉会挨拶)
	(閉会時刻 午後 4 時 25 分)

令和8年7月27日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____